

京都府立桃山高等学校（定時制）いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

京都府立桃山高等学校定時制では、生徒一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、京都府教育委員会の指導の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、京都府立桃山高等学校（定時制）いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

第1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

第2 「いじめ対策会議」の設置

法第22条に基づき、本校におけるいじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、「いじめ対策会議」を設置し、組織的な対応を行う。

1 組織の構成

首席副校長、生徒部長、生徒部員、状況によって学年部長、担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等校長が必要と認める者を加える。

ただし 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合は校長、事務長を構成員に加える。

2 組織の役割

- (1) 基本方針に基づく具体的な取組の中核を担う。
- (2) いじめの早期発見のため、生徒・保護者からのいじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。
- (3) いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。また、高等学校入学以前の人間関係が原因となりいじめを引き起こすことがないよう、関係中学校と必要な連携を行う。
- (4) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には、情報の迅速な共有、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行い、いじめの被害生徒に対する支援や加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を行うための中核となる。
- (5) 重大事態が疑われる事案が発生した時に、その原因がいじめにあるかを判定する。
- (6) 基本方針の策定及び見直し、いじめ防止等の取組について、計画、実施、検証を行い改善を図る。

第3 いじめの未然防止

法第15条に基づき、本校における全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図り、いじめの防止に資するものとする。

1 基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるものである。このことを踏まえ、すべての生徒の尊厳が守られ、「いじめは決して許されない人権侵害である」との認識のもと、いじめの未然防止に取り組む。

2 主な方策

- (1) 生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (2) 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を作る。
- (3) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に注意を払う。
- (4) 生徒に対して、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるように努める。
- (5) 障害のある生徒等、特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

第4 いじめの早期発見

法第16条に基づき、本校におけるいじめを早期に発見するため、生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講じる。

1 基本的な考え方

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを踏まえ、日頃から生徒と信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう見守るとともに、得られた情報については共有する。

2 主な方策

- (1) 京都府立高等学校いじめ調査
アンケート調査と個別の聴き取り調査を実施（時期：6月、11月）
- (2) 生徒面談、教育相談の実施、保護者等との連携により生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むとともに、いじめが深刻化することのないように適切に対処する。
- (3) 業者委託によるネット監視を行い、インターネット上での中傷表現や個人情報の書き込みへの対応を行う。

第5 相談体制の整備

法第16条に基づき、本校におけるいじめの相談体制（生徒、保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことのできる体制）を整備し周知する。

1 校内相談窓口の設置

- ・「いじめ対策会議」による生徒・保護者の相談・通報の窓口の設置

連絡先（首席副校長）：075-601-8387

2 校内教育相談体制の整備

- ・スクールカウンセラー（臨床心理士）によるカウンセリングと心のケア

3 相談機関等の情報提供

- ・京都府総合教育センターふれあい・すこやかテレフォン
連絡先：075-612-3268/3301 0773-43-0390
- ・京都府総合教育センター メール教育相談
URL <http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/m/soudan.htm>
- ・インターネットいじめ通報サイト
URL <http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/netijime.htm>
- ・京都府警察本部（少年サポートセンター） ヤングテレフォン
連絡先：075-551-7500
- ・京都府警察本部（少年サポートセンター） メール相談
URL <http://www.pref.kyoto.jp/fukei/>

第6 いじめに対する措置

法第23条に基づき、本校において、いじめやいじめが疑われる事象が生じた場合には適切な対応を行う。

1 基本的な考え方

いじめの事実を確認した場合は、組織的に対応方針を決定し、被害生徒の生命・身体の尊重を第一に考えて被害生徒を徹底して守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、いじめの解消については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月間は継続していること。
- ・被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

2 主な方策

(1) いじめを発見又はいじめの相談を受けたときの対応

- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、速やかに共感的態度で内容を聴く。
- ・いじめを発見又はいじめの相談を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、直ちに「いじめ対策会議」で情報共有し、対応を検討する。また、いじめに係る情報は適切に記録する。
- ・「いじめ対策会議」が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、被害・加害生徒の保護者に連絡するとともに、京都府教育委員会に報告する。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) いじめられた生徒又は保護者への支援

- ・いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。また、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な心のケアなどの支援を行う。
- ・保護者の不安や怒りについては、誠実に対応し、信頼関係を構築する。

- (3) いじめた生徒への指導又は保護者への助言
 - ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為になるおそれがあることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ・ 学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求める。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
 - ・ いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。
- (5) いじめの解消後の継続的な指導

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察を行い、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行う。
- (6) インターネット上のいじめへの対応
 - ・ インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちにサイト管理者又はプロバイダーに削除依頼をする。また、必要に応じて所管警察署や京都地方法務局に相談する。
 - ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (7) 学校評議員との連携

いじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携・協働による取組を進める。

第7 重大事態への対処

法第28条に基づき、本校において、同条に定める重大事態が発生した場合は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

いじめの重大事態については、京都府の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」に基づき適切に対応する。

1 基本的な考え方

法第28条に定める重大事態が発生した場合は、直ちに京都府教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめ対策会議」を母体として速やかに当該重大事態の内容に応じた適切な専門家等を含む組織を設ける。被害生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。

2 留意点

- (1) 情報の提供

学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- (2) 調査結果の報告

調査結果を京都府教育委員会に報告する。
- (3) 再発防止

調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な取組を進める。